

【モトヤフォントライブラリーおよびソフトウェア使用許諾契約書】

※ご注意

モトヤフォントライブラリーおよびソフトウェア（以下モトヤフォントといいます）は、使用許諾されたもので、売り渡されたものではありません。下記の使用許諾契約書をよくお読みいただき、お客様の同意を前提条件として使用許諾いたします。万一、本契約条項に御同意いただけない場合は、モトヤフォントのご使用はできませんので、ご了承下さい。

第1条 使用権の許諾

1. お客様は、使用権を許諾されたモトヤフォントを、お客様が所有する装置一台に限り、使用することができます。
2. お客様が、モトヤフォントを修正、改造、ソフト解読、翻訳することは一切できません。

●一次使用権と二次使用権

使用許諾契約には一次使用権と二次使用権があります。

【一次使用権】 商用印刷を目的とした表示および出力。

※一次使用権の対価は、本商品の価格に含まれます。

【二次使用権】 商用印刷以外での使用。

※テレビのテロップ・ゲームソフト・CM・ASPをはじめとする電子媒体、映像媒体、Webなどが二次使用権にあたり、別途対価を含む使用許諾契約が必要となります。また、前述の使用範囲はあくまで例であり、二次使用権の範囲がこれに限定されるものではありません。

第2条 モトヤフォントに関する権利

モトヤフォントの著作権、無体財産権及び所有権は株式会社モトヤ（以下「弊社」といいます）に帰属します。

お客様は、使用することができるだけで、弊社の権利及び第三者への再使用許諾権を得るものではありません。

第3条 コピーの禁止

お客様が、モトヤフォントの全部または一部をコピーすることを禁止します。

第4条 第三者への譲渡

お客様が、第1条第1項で指定した装置と使用許諾されたモトヤフォントを一体として、第三者に譲渡する場合、譲受人と弊社との間で本契約と同旨の契約を締結して、本使用許諾権を第三者に譲渡できます。

第5条 保証と責任

1. 弊社は、モトヤフォントが他の著作権等無体財産権を侵害しないことを保証します。
2. 弊社は、モトヤフォントがお客様の特定の目的のために適切であること、または有用であることを保証するものではありません。
3. 弊社は、モトヤフォントについて、本契約書に明示された事項以外の如何なる保証も行いません。
4. 弊社は、モトヤフォントの使用により、弊社の責に帰すべき事由によるものを除き、お客様または第三者が被った直接的、間接的な如何なる損害についても責任を負いません。

第6条 契約の解除

お客様が本契約に違反した場合、弊社は催告の上、本使用許諾を解除します。解除と同時に、お客様は、弊社の指示に従って、モトヤフォントの総てを返却もしくは廃棄処分しなければなりません。

製造・販売元
株式会社 モトヤ